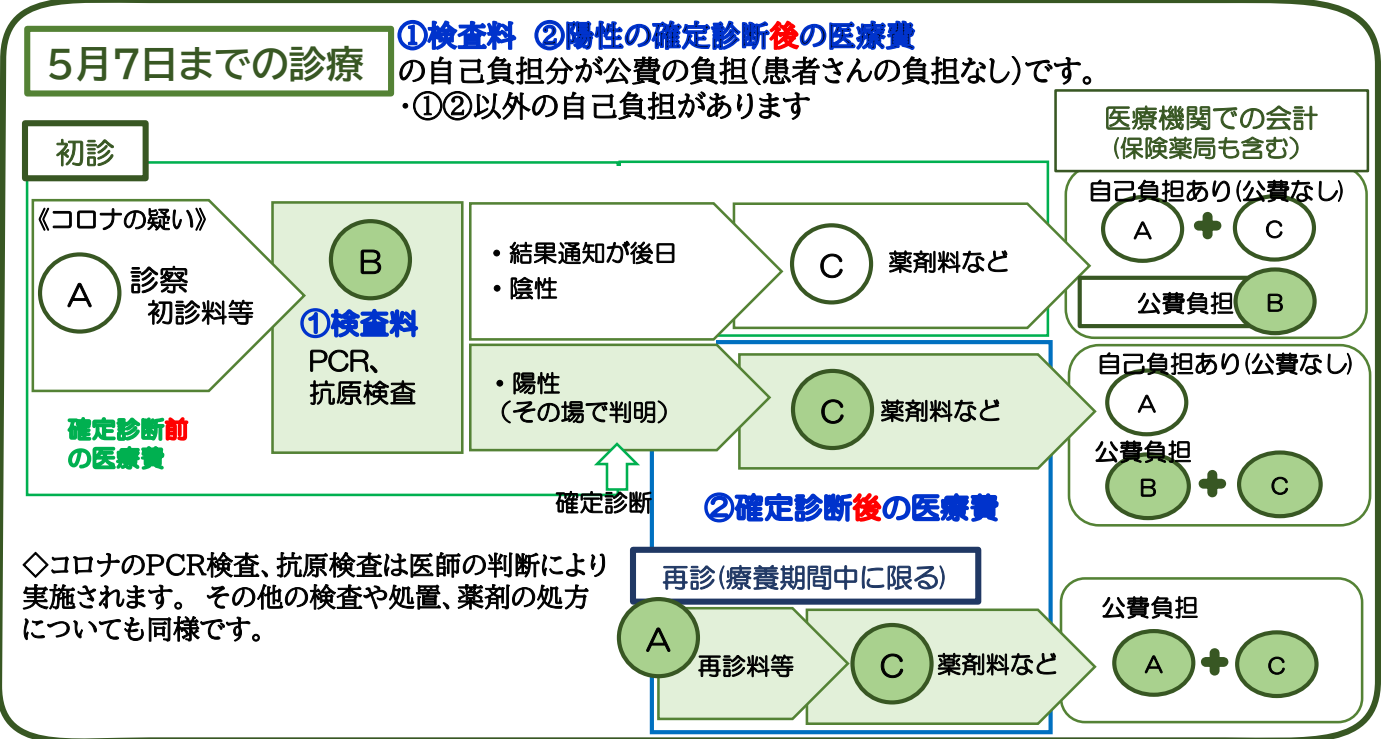




# コロナ治療《外来》 医療費制度のご案内

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から新しい制度となります。  
それに伴い、医療費についても患者さんのご負担などが変更となります。

◇コロナの治療に係る部分のみが公費の対象です。  
◇医療機関の会計の際に、公費負担部分をひいた額が請求されますので、患者さんご自身での公費申請は不要です。



◇コロナのPCR検査、抗原検査は医師の判断により実施されます。その他の検査や処置、薬剤の処方についても同様です。

